

仕 様 書

委託業務名称：沖縄県住生活基本計画基礎調査業務

業務委託場所：沖縄県内

履行期間：契約締結の翌日から令和8年3月14日まで

1 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県（以下、「県」という。）の発注する沖縄県住生活基本計画基礎調査業務に適用する。
- (2) 成果品は全て 県の所有とし、県の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定しなければならない。

2 対象業務

- (1) 沖縄県住生活基本計画基礎調査業務

ア 業務の目的

本県では、平成18年度に「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」を目指して「沖縄県住生活基本計画」を策定し、平成24年、平成29年、令和3年に同計画の見直しを行い、本県の住宅施策を進めているところであるが、次年度（令和8年度）は、5年ごとの計画の見直し時期にあっており、現行計画で定めた各施策及び指標の見直しを行うために必要な各種資料やデータの収集及び検討を行い、次年度の見直し計画の策定が円滑に行われることを目的として基礎調査を行う。

イ 業務内容

- (7) 現計画の住宅施策の進捗状況、成果指標及び公営住宅供給量の達成状況の整理
 - a 現計画の住宅施策について進捗状況を整理する。
 - b 現計画の成果指標について達成状況を整理する。
 - c 現計画の公営住宅供給目標量算定プログラムに基づく公営住宅供給量について達成状況を整理する。
- (8) 関連する住宅施策の動向・課題の整理
 - a 現計画の前期5年（R3～R7）の住宅政策の動向を整理するため、住宅施策に関連する関係法令及び住宅・都市計画・福祉等の関連計画や施策等を整理する。
 - b 住生活基本計画（全国計画）及び新・沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画の変遷を踏まえた新たな課題及び住宅施策を整理する。
- (9) 上記を踏まえた令和5年住宅・土地統計調査、令和5年住生活総合調査及び令和2年国勢調査その他調査のデータ収集、整理
 - a 現行の基礎調査の項目を基本として、データの更新を行う。
 - b 令和5年住生活総合調査については、施策に関連する意向、満足度等を抽出し整理する。
 - c 令和2年国勢調査については、確報値である人口・世帯数について整理する。
 - d (i) a 及び (i) b 並びに「沖縄県賃貸住宅供給促進計画」及び「沖縄県マンション管理適正化促進計画」に関連する調査データを収集し整理する。
- (10) 県民の住教育に関する意識調査及び課題の整理
- (11) 上記の検討を通じて、令和8年度沖縄県住生活基本計画の見直しに係る以下の項目について検討すべき課題・論点の抽出・整理
 - a 「施策の基本目標」、「施策の方向性」、「具体的な施策」、「成果指標」及び「公営住宅供給量」
 - b 「沖縄県賃貸住宅供給促進計画」
 - c 「沖縄県マンション管理適正化促進計画」

- (h) 基礎調査結果のとりまとめ、業務報告書作成
- (i) (f)～(h)の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。
- (k) その他の業務
- 業務について必要な業務が生じた場合は、発注者と協議する。

ウ 業務の実施

業務の実施にあたっては、エに掲げる既存の計画及び調査等と整合を取ることを。
適宜関係各課、市町村及び関係団体への照会を行うこと。

エ 当課の主な既存資料

- (7) 沖縄県住生活基本計画（平成18年度）（計画期間 平成18年度～平成27年度）
- (4) 沖縄県住生活基本計画（平成24年度）（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- (9) 沖縄県住生活基本計画（平成29年度）（計画期間 平成28年度～平成37年度）
- (2) 沖縄県住生活基本計画（令和3年度）（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- (4) 沖縄県住宅基本計画策定基礎調査＜報告書＞（平成28年8月）
- (h) 住生活基本計画に係る住宅施策調査業務＜業務報告書＞（令和3年6月）
- (k) 令和5年住宅・土地統計調査、令和5年住生活総合調査及び令和2年国勢調査
- (7) 平成30年住生活総合調査拡大調査
- (9) 沖縄県地域木造住宅供給計画（平成8年3月）
- (2) 沖縄県公営住宅等長寿命化計画（令和4年9月）
- (4) 沖縄県高齢者居住安定確保計画（令和4年8月）
- (9) 令和6年度沖縄県マンション実態調査

オ 成果品

- (7) 調査結果報告書（おおむね150ページ）（正1部）
- (4) 調査結果報告書原稿（PDF、オリジナルデータ及び図・表などのバックデータを含む電子データを電子媒体に記録して提出）
- (9) 報告書の印刷物（20部）

3 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

4 提出書類

本業務を実施するにあたって受託者は、次の資料を適宜提出しなければならない。

- ア 着手届
- イ 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ウ 業務実施日程表
- エ 業務計画書
- オ 業務委託完了報告書及び納品書
- カ 作業（打合せ）記録簿
- キ その他県が必要とみなした書類

5 管理技術者、照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有するものでなければならない。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- ウ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術

- 部門で建設部門：都市及び地方計画）に4年以上従事している者。
- エ R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士

6 打合せ等

本業務の実施にあたっては、業務実施日程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、必要に応じて随時実施するものとするが、原則として月1回以上実施する。

7 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

8 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て県の管理及び帰属とする。

9 業務環境改善の実施

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の「3. 取組内容」について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html>

10 その他

- (1) 委託業務の内容については、原則、仕様書のとおりとするが、実施段階において諸事情により実施が困難な場合は、発注者との協議の上、変更を行うこととする。
- (2) その他、本仕様書に示されていない事項については、発注者との協議の上、取り決めるものとする。